

社会福祉法人輝きの会 役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人輝きの会役員の報酬等に関する規程（平成17年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人輝きの会（以下「法人」という。）の役員に対して支給する報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 社会福祉法人輝きの会の定款21条に規定する、役員の報酬等の総額は、1,100万円以内とする。

2 別表1に掲げる役員に報酬等を支給する。

（報酬等の額）

第3条 報酬等の額は、別表1に定める額とする。

2 支給の対象者は、支給日に就任している役員とする。

（報酬等の支給日）

第4条 報酬等は、毎月、職員給与規程第34条に規定する支給日に支給する。

（功労金の支給）

第5条 理事が理事長を退任するときは、功労金を支給する。ただし、解任により退任するときは、これを支給しない。

（功労金の額）

第6条 功労金の額は、別表2に定める額とする。

（功労金の支給日）

第7条 功労金の支給日は、退任した日の属する月の翌月末日とする。

（規程の改正）

第8条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1

報酬等の額

対象者区分	勤務形態	報酬月額	手当等
理事長	常勤	360,000 円	報酬月額を基本給とみなした職員給与規程の適用を受ける職員の例による期末手当及び通勤手当
理事長	非常勤	80,000 円	1 勤務日につき 20,000 円 (一時金として翌月 25 日に支給する)
常務理事	常勤	300,000 円	報酬月額を基本給とみなした職員給与規程の適用を受ける職員の例による期末手当及び通勤手当

別表 2

功労金の額

対象者区分	金額
理事長の在任期間 1 年につき 400,000 円	通算して 1 年に満たない期間は除算する